

議案第 7 号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、道路占用料等の額を改定すること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正
する条例

(愛西市公共物管理条例の一部改正)

第1条 愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表柱類を設置する場合の項中「890」を「930」に、「1,800」を「1,900」に、「790」を「830」に、「1,700」を「1,800」に、「

79

」を「

83

」に改め、同表管類

を設置する場合の項中

33
48

 を

35
50

 に、「71」を

「75」に、「100」を「99」に、「140」を「150」に、「190」を「200」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に、「950」を「990」に改め、同表看板を設置する場合の項中「2,500」を「2,400」に改め、同表工事用施設等を設置する場合の項中「250」を「240」に改める。

(愛西市道路占用料条例の一部改正)

第2条 愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年につき	930
	第2種電柱	1本1年につき	1,400
	第3種電柱	1本1年につき	1,900

	第1種電話柱	1本1年につき	830
	第2種電話柱	1本1年につき	1,300
	第3種電話柱	1本1年につき	1,800
	その他の柱類	1本1年につき	83
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	810
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1年につき	500
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	700
	広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	35
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	50
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	75
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	99
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	350
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	500
	外径が1メートル以上のもの			長さ1メートル1年につき	990
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,300	
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	830
			地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	500
		その他のもの			占用面積 1平方メートル1年につき
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積 1平方メートル1年につき
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積 1平方メートル1年につき	1,200

	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	7 1 0
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1, 7 0 0
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1日につき	2 4
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1月につき	2 4 0
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	2 4 0
		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	2, 4 0 0
	標識		1本1年につき	1, 3 0 0
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	2 4
		その他のもの	1本1月につき	2 4 0
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル1日につき	2 4
		その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	2 4 0
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2, 4 0 0
		その他のもの	1基1月につき	1, 2 0 0
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メートル1年につき	1, 7 0 0
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1平方メートル1年につき	Aに0. 0 3 1を乗じて得た額

令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートル1月につき	240
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.015 を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.011 を乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号 に掲げる器具		占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.025 を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。